

権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

<http://kitami-shakyo.jp/>

2024年(令和6年)
3月29日

No.16

掲載内容

1. 令和5年度 オホーツク管内市民後見人活動交流会の開催について
 2. 令和5年度 置戸町・訓子府町民を対象とした福祉講演会の開催について
 3. 令和5年度 置戸町・訓子府町関係機関職員を対象とした権利擁護研修会の開催について
- ★トピックス★ 厚生労働省ポータルサイト「成年後見はわかり」のご紹介



1. 令和5年11月14日(火)「令和5年度 オホーツク管内市民後見人活動交流会」を美幌町で開催

今年度は会場参集により実施し、北見市・紋別市・美幌町・津別町・大空町の市民後見人養成研修修了者、行政関係者、各町の社会福祉協議会、計45名が参加されました。

基調講演では、北見赤十字病院 精神保健対策推進室 伊藤 智美氏より「初心にかえろう～心のかげはしのつなげ方～」と題してお話しいただき、認知症・認知症の概要、認知症の人との関わり方について理解を深めたのち、グループに分かれ基調講演の感想などを発表し合いました。受任報告では、北見市・紋別市・美幌町・津別町の市民後見人より、それぞれが受任している被後見人について活動報告を行い、交流会後半のグループワークでは、北見市の市民後見人(法人後見支援員)が受任している事例を用いて、「他者との関わりを持ちたくない方と、どのように信頼関係を築くか」をテーマに意見交換を行いました。「趣味などの話題は話が弾みやすいので積極的に話しかけるのはどうか」など、どのグループも積極的に支援の方法を意見交換していました。

今回の活動交流会を通して、後見支援への想いや支援方法を共有できたことで、参加者にとって、今後の支援への更なる意欲や意識向上、スキルアップにつながる有意義な時間となりました。



基調講演の様子



グループワークの様子

2. 講談をとおしてわかりやすく!「令和5年度 置戸町・訓子府町民を対象とした福祉講演会」に神田 織音様をお招きしました

令和5年11月18日(土) 訓子府町公民館・置戸町中央公民館にて、講師の神田 織音様をお招きして令和5年度福祉講演会を開催しました。当日は町民の他、福祉事業所関係者等の両町合わせて140名が参加されました。

講演会では、実話を基にした成年後見制度に関わる講談を3話おはなしいたきました。第一話では、「認知症の老姉妹食べ物」と題して、悪徳住宅リフォーム詐欺にあった認知症の老姉妹が、成年後見制度を利用することで平穏な生活を取り戻す法定後見制度の話しを、また、第二話では、「経済的虐待を防ぐために」と題して、家族による預貯金や年金の使い込みが経済的虐待にあたることや、法定後見制度と任意後見制度の違いについてを、そして第三話では、「ナオト君だって一人の人間なんだよ」と題して、時に涙を誘う場面もある内容で、障がいがある子の親亡き後の心配事を解決する方法の一つに成年後見制度があることを学びました。様々な世代に身近でわかりやすいよう構成された講談を通して、難しくなりがちな成年後見制度についてのお話を楽しみながら学ぶ時間とすることができました。



▲福祉講演会の様子



参加者からは、「分かりやすい講談を通して事例をもとにお話し頂き大変ありがたかった」などの声が寄せられ、各町民のみなさまに成年後見制度を知っていただくことや、身近に感じていただける有意義な機会となりました。



3. 「令和5年度 置戸町・訓子府町関係機関職員を対象とした権利擁護研修会」開催結果

～令和4年度実態調査時と研修会終了時の成年後見制度に関する理解度を比較～

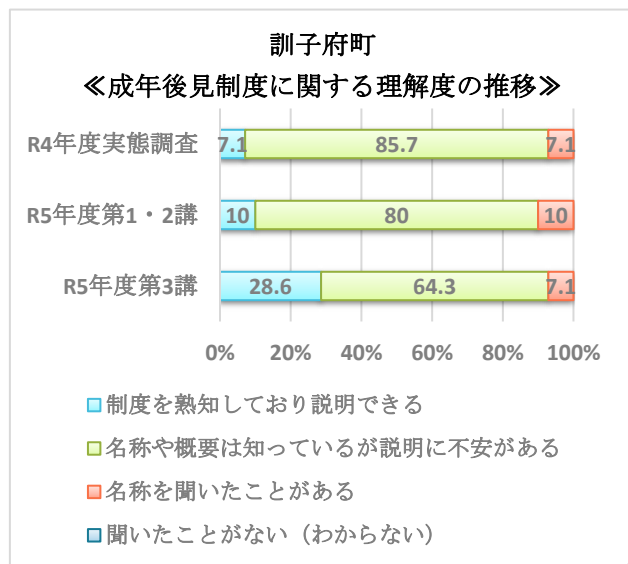
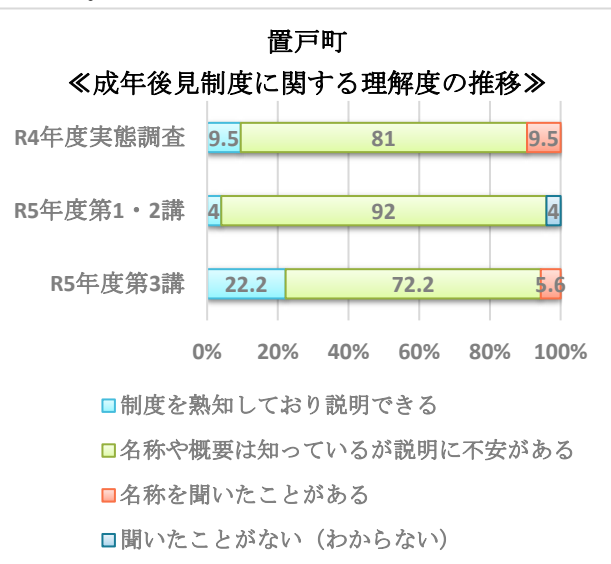
令和4年度に行った置戸町・訓子府町関係機関職員を対象とした成年後見制度に関する状況等調査では、成年後見制度の理解度について「名称や概要は知っているが、説明に不安がある」と感じている関係機関職員が非常に多い結果となりました。また、この結果を様々な角度から考察すると、当該機関職員の成年後見制度に関する知識が十分ではない傾向や、そのことに起因して成年後見制度を含めた権利擁護支援に関するアセスメントの不十分さが示唆されたことを受けて、成年後見制度の基礎的な知識等を得ていただく事などを目的とした研修会の開催が必要であると考え、令和5年度は関係機関職員を対象とした権利擁護研修会を置戸町・訓子府町それぞれ3回にわたり開催しました。権利擁護研修会第1講、2講は令和5年10月19日に訓子府町、同年11月27日に置戸町にて、また、第3講については令和6年1月12日に訓子府町、同年2月13日に置戸町にて開催し、両町の関係機関職員が参加されました。

第1講は、釧路家庭裁判所北見支部 主任家庭裁判所書記官 宮崎 祐司氏より「関係機関職員が初めて学ぶ成年後見制度」と題して、成年後見制度の概要や、家庭裁判所の機能と成年後見制度における役割等について講演をいただきました。

第2講は、野呂伸一法律事務所 野呂 伸一氏より「契約の意味と、利用者、支援者を守るための対応を考える」と題して、契約の意味と判断力の視点について講演をいただきました。

第3講は、北見地域成年後見中核センター職員より「成年後見制度を相談等実務に活用するポイント」と題して講義いたしました。後半の事例検討会では、両町関係者から事例を提供いただき、個人ワークを行ったのち、グループ内で意見交換を行いました。

研修会では、医療、福祉、介護に従事する専門職等が日々の業務で欠かすことのできない契約や代理等に関する知識を深めることはもとより、本人やその家族に対して適切な時期に必要な支援を検討するなどのアセスメントスキルを高めることや、事例検討会を通して本人の生活を支援する手立てとして後見制度が活用できることを理解し合う大変有意義な機会とすることができました。令和4年度に行った実態調査時と権利擁護研修会終了時、それぞれの成年後見制度に関する理解度を比較したところ、回答者や母数が違うため純粋な比較はできないものの、第3講終了時には「制度を熟知しており説明できる」と回答した方の割合が増えており、研修会を重ねることによって徐々に理解が進むことが期待される結果となりました。引き続き関係機関職員が支援のツールとして活用できるよう研修会の開催を継続していく必要を感じました。



★トピックス★ 厚生労働省ポータルサイト **成年後見 はやわかり** のご紹介
(<https://guardianship.mhlw.go.jp/>)

「成年後見はやわかり」では、制度の説明や利用方法についての情報が掲載されている他、動画で制度について学ぶことができます。また、パンフレットや小冊子をダウンロードすることができますので、成年後見制度の学習にお役立てください。

